

## 監査結果公表第20-3号

### 随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年6月27日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	伊藤輝夫
同	岡田広一

### 記

#### 1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第6回工事監査

太田第2公園整備工事

平成20年6月19日付け八土み第32号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 土 み 第 3 2 号

平成20年6月19日

八 尾 市 監 査 委 員	富 永 峰 男 様
同	八 百 康 子 様
同	伊 藤 輝 夫 様
同	岡 田 広 一 様

八 尾 市 長 田 中 誠 太

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知について

平成20年3月27日付け監査報告第19-16号の、随時監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

第6回工事監査の結果に対する措置の内容

土木部みどり課

太田第2公園整備工事

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 設計について 西側入口2箇所については、水路を占有する形態であり、八尾市法定外公共物管理条例に基づき協議し同意を得る必要があるが当該文書が作成されていないので、速やかに作成されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年1月28日) 今回の水路占有の同意につきましては、平成20年1月28日付け八土土管法占第075347号にて同意を得ました。今後は、水路管理者との協議を十分に行い、事前に同意を得た上で工事に着手するよう課内に周知します。</p>
<p>2 第三者損害賠償保険について 工事発注者の責任に関わる面から、工事施工中に第三者災害が発生した場合などのため、請負業者が工事保険に加入していることを確認し、未加入の場合加入を働きかけておくことが望ましい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年1月28日) 第三者損害賠償保険につきましては、施工者の任意加入となっておりますが、今後の工事施工に際しては、第三者損害賠償保険に加入するよう、平成20年1月28日に業者指導を行いました。 また、今後のみどり課の対応としては、請負業者に対して第三者損害賠償保険の加入を徹底し、安全管理に十分配慮した工事を実施していくよう課内に周知しました。</p>
<p>3 施工計画書について 共通仕様書で定めた事項等が網羅されていないので、施工上の重要事項を確認できるよう、それらの内容を確認し指導されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年1月30日) 施工計画書への、施工上の重要事項につきましては、共通仕様書に定められた内容の確認を行い、平成20年1月30日に記載措置を行いました。また今後は、上記の指摘内容について、十分確認し業者指導を行います。</p>
<p>4 土壌改良剤の選定について 土壌改良方法の選定を薬剤メーカーに委託し、その結果の提案をそのまま採用しているが、市としても当該薬剤の効果とリスクについて検証しておくことが必要である。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年2月1日) 土壌改良方法及び、土壌改良剤等の検証につきましては、平成20年2月1日に、その施工方法や薬剤の効果とリスク等について、課内で検証を行いました。また今後、同様の工種の施工方法や使用材料等の検証を、十分に行うよう課内に周知しました。</p>